

清初の八旗制と、太宗ホンタイジ・摂政 王ドルゴン・順治帝フリンをめぐる人々

鈴木 真



A5判 262頁
風間書房
【本体6500円+税】

磯部淳史著
立命館大学文学部人文科学研究叢書6
清初皇帝政治の研究

近年、清朝（二六三六～一九二二、大清帝国）の支配構造に
関して、この王朝の軍事・社会制度である八旗制を中心に論
じていく研究書の刊行が相次いだ。タイトルに八旗の文字は
ないが本書もまたその一冊であり、清朝という国家についで
八旗制を通じて考察することも、本書の目的のひとつとして
挙げられている。

『清初皇帝政治の研究』とあるが、著者が本書で対象とす
る「清初」とは、おもに太宗ホンタイジの時代（太宗朝）～世
祖順治帝の時代（順治朝）を指す。なぜ初代の太祖ヌルハチ
から始めないのかというと、これはヌルハチが八旗の創始は
勿論、清朝（後金国）を打ちたてた肇国の君主であり、清初
においては国家そのものである八旗において、かれが他を圧
倒する権力を有していたからである。それに対して二代目の

ホンタイジは、ヌルハチの八男にして序列下位の立場より推
戴されて継位しており、即位以後はあの手この手を駆使して
自らの権力を強化していった。そのホンタイジの子で、幼少
で皇帝に担ぎ上げられた三代目の順治帝フリンもまた、治世
の前半は叔父である摂政王ドルゴンに権力を握られ、しばら
くの忍耐を余儀なくされた。このドルゴンも皇位にこそつい
てはいないが、太宗ホンタイジ・順治帝フリンに並ぶ本書の
主役のひとつであり、皇位にないがために、いっそう周到な
やり方で自らの勢力の伸長を目論んだ。いわば本書は、太宗・
ドルゴン・順治帝が八旗内においてどのように自らの権力を
強化・確立しようとしていたか、その試行錯誤を明らかにし
ようとするものである。また皇帝だけではなく、当該時期の
旗王（有力皇族）や権門（有力大臣家）の相互関係——婚姻関

係や主従関係など——に關しても詳細に述べられており、著者は「皇帝をめぐる人々」各政権の構成者の特徴を明らかにすることで、それぞれの皇帝政権の性格を導き出す」（一〇頁）という研究方法を提示する。清初の揺れ動く皇帝権力と、それを支え、あるいは対立する大小勢力の存在とが、この時代の政治史を複雑に、そして面白くしているといえよう。

本書の構成と内容は以下の通りである（序章・結論は割愛）。

第一章「清初における六部の設置とその意義」では、天聰五年（一六三一）の六部設置の目的を、単に明制に倣った漢化でも、旧体制に対する皇帝の集権化政策でもなく、六部を管理する旗王・官人の任命権を皇帝が掌握し、従来の八旗内における旗王・旗人間の統属関係ではない新しい秩序の中に旗人を位置付けることが大きな目的であったとする。そしてその際には、権門のうちから太宗支持者を選んで高位のポストに任用していった。

第二章「清初入関前の内三院について——その構成員を中心にして——」では、太宗の集権化政策の一環とされ、公式には天聰十年（一六三六）に設置された、皇帝の秘書的機関「内三院」の役割、およびその構成員について論ずる。内三院は、ヌルハチ時代の翻訳・通訳機関である文館が前身であり、皇帝の側近的機能も有する。太宗はこの内三院に権門を登用するこ

とでかれらを取り込み、また順治朝の摂政王ドルゴンは、旗王のからむ政治事件を通して内三院の官人を自らの影響下に置き、権力の伸張をはかった。内三院の設置は、単に明朝の制度に倣った中央集権化のための単純な官制ではない。

第三章「ドルゴン政権と順治初年の政争」では、太宗朝末期から順治朝前半のドルゴン専権時期（一六四三―五〇）までを、八旗内の権力闘争として、旗王らの母系氏族・姻族に注目して論ずる。太宗が異母弟ドルゴンの母系ウララナラ氏に關係する旗王らを抑圧していたこと、それに不満を持つ「ウララナラ閥」の旗王らが太宗没後にドルゴン擁立に動いたこと、摂政王となったドルゴンが巧みに諸勢力を懐柔しながら、八旗中の三旗を掌握していく過程が描かれる。清初においては、皇位そのものではなく、八旗の諸王中の最有力者が実質的な権力者であった。

第四章「太宗・順治朝におけるグサラエジエンとその役割」では、八旗各旗の官制上の管理者であるグサラエジエン（都統）について、太宗朝・順治朝におけるその就任者の傾向を、当該時期の政治史と関連させて述べる。太宗は、自らの意思を反映させやすい人物を王朝の官僚であるグサラエジエンに任命することによって、他の旗に支援勢力をつくりだした。また順治前半期の摂政王ドルゴンも、自身の権力拡大のため

に、方法は異なるがやはりグサⅡエジエンを利用した。

第五章「崇徳年間における太宗属下の旗人について——鑲黄旗を中心に——」では、太宗の権力確立後であるとみなされて比較的研究が手薄な崇徳年間（一六三六～四三）をとりあげ、当該時期の鑲黄旗の人的構成が、太宗のいかなる意図に基づいて大規模に再編成されていたのか、またかれらがいかに任用されていたかを明らかにする。

第六章「順治朝の皇帝権力と皇帝・旗王関係」では、順治帝が本格的な親政に着手するまでの準備期間と位置付けられる、順治朝中期（一六五一～五五、摂政王ドルゴンの死から鄭親王ジルガランの死まで）を対象とし、順治帝と旗王との関係、およびこの時期の順治帝が用いた満漢の官僚の傾向について、その特徴を考察する。

第七章「順治帝親政期における側近機構の一考察——内三院・内閣、十三衙門を中心に——」では、順治朝後期（鄭親王ジルガランの死以降～一六六一）について、順治帝とその生母である皇太后との対立関係を考慮しながら、「側近機構」である内三院、およびそれを改組した内閣の機能や旗人官僚の人事登用面からせまり、また同様の視点から十三衙門設立の背景にも触れる。

以上の本書の構成から分かるように、本書は紙幅の過半を

順治朝政治史の分析に費やしており、研究史の手薄な分野に果敢に取り組んだことは大いに評価されてよい。またその手法として、皇帝・旗王や権門の母系氏族・婚姻関係などを復元し分析を加えているが、これは地道な史料蒐集に支えられており、それらを組み合わせて導き出された、太宗朝・順治朝における支配層の複雑な権力構造の提示こそ、本書の成果であるといえよう。

太宗が、自身に近い旗王の属下の旗人を六部・内三院の重要なポストに登用し、またグサⅡエジエンの任用を通して他旗へ影響力浸透をはかったという指摘などは重要である。太宗のとった手段は一見迂遠に思えるかもしれないが、そこには太宗が父ヌルハチの創始した八旗という枠組みを維持しつつ、自らの意思を国制や八旗に浸透させていこうとする、太宗なりの深慮と周到さが垣間見える。それと同時に、ゆるがせにできない八旗の構成原理の存在もまた、うかがわせよう。さらに著者は、とかく漢文化にのめりこみ、漢人偏重のイメージがある順治帝の政策や人事登用についても反証するが、これらは従来とは異なる、新たな順治帝像・順治朝政治史を描くためのひとつの材料となるように思われる。

ところで本書には、政権上層部の旗王・権門・官僚らが多数登場する。しかもかれらの関係は複雑であり、一読したた

けでは著者の意図や論証過程が充分には理解されないおそれがある。もちろん著者は複数の表や系図を用意して、登場人物の複雑な親族関係・婚姻関係をいねいに説明していくが、人間関係を重要ポイントとしている以上、主要な旗王については、母系や婚姻相手の情報以外にも、生没年を記したほうがよかつたかもしれない。たとえば太宗と、その甥ヨト・サハリヤン、従弟ジルガラシとは親しい関係にあったとするが、甥とはいえヨトは太宗の七つ年下・サハリヤンは十二年下、従弟ジルガラシは七つ年下で、太宗を頭分に集いやすい年齢差であったともいえる。一方、太宗の異母弟ドルゴンは二十も年下である。長幼がすべてを決定するわけではないだろうが、太宗存命中にドルゴンが従順であった（七四頁）理由に、この越えがたい年齢差もあったことであろう。こうした年齢に關する情報も、どこかで明確に示しておいた方がよいように思われた。

また、太宗即位後の換旗、天聰九年の正藍旗解体・再編成、順治初年の換旗については各章で必要に応じて説明があるものの、きわめて重要で複雑な問題であるだけに、本書のはやい段階のどこかで、懇切な説明があったほうが読者の理解を助けたであろう。章によっては、順治朝について論じた後で太宗朝に遡って論ずる場合があるため、旗王や旗人の所

属旗が章によって異なることに混乱する読者もいるかもしれない。これと関連するが、本書は旗王や旗人の所属旗に關して、本文と表・系図の内容との相違がいくつも見受けられた。実際に所属旗の異動がおこなわれた結果を反映させているのかもしれないが、本書の論証過程で重要なポイントとなるため、念のため附言する次第である。

なお本書は、補論「清朝皇帝と三藩——三藩研究のための覚書——」で予告されているように、康熙朝前半期のいわゆる「三藩の乱」（一六七三～八一）までを視野に入れて、著者が本書で用いた手法で入関前から康熙朝までを一貫したとき、どのような清朝政治史が描かれることになるのか、注目したい。

（すずき・まこと ノートルダム清心女子大学）